

青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例(案)に係るパブリックコメント一覧

	ご意見	対応等
1	<p>太陽光発電は、その時は良いように思えますが、耐久年数が過ぎた後、撤去処分に膨大な費用がかかる上に環境に与える影響もあると思われます。これからの世代に、負担を負わせることになりかねないと思われます。</p> <p>また、浦野の気温計を見ていると、太陽光発電の影響か定かではありませんが、その周辺は気温が高くなっているように思います。夏の猛暑に与える影響はないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。とくに前半でいただいたご意見は本条例制定の背景とも通ずるところがございます。</p>
2	<p>西に十観南に夫神北に小檀聳え立つ山懐に抱かれて静かに上る湯煙は田沢、沓掛おらが里。村民誰もが知っている 青木村義民太鼓の口上ですが自然に恵まれた山や川 穏やかな気候と風光明媚な静かな山村青木村には、土地に自立して設置される四角四面の太陽光発電設備は不似合いな物と思われます。</p> <p>ここ数年Iターン、Uターンの移住者が数多くおられます。この方々は青木村の豊かな自然と眺望そして移住者を暖かく迎える村民の心を慕っての事と思えます。</p> <p>その人たちの期待と多くの村民の青木村への愛着を裏切ってはいけない。</p> <p>条例等については良く分かりませんが、厳しければ厳しい程良いと思えます。住宅は勿論のこと、優良農地は当然、傾斜地にも山林にも設置は許可すべきではない。耕作放棄地については別途対策が必要と思われます。</p> <p>第8条 周辺住民等への説明会はできるだけ早くそして必ず開催すること。</p> <p>第9条の近隣住民の範囲はもう少し広く。そして近隣住民の同意は3分の2よりも厳しくすべきです。4分の3又は5分の4以上に。廃業時の廃棄確約の取り付けと廃棄費用の積み立ての確約・確認等も必要であると思えます。</p>	<p>第8条第1項に基づく周辺住民等への説明会の開催は必須の義務規定で、近隣住民等からの同意取得及び事業計画案の提出の前に開催が求められます。</p> <p>その他ご意見については、貴重なご意見として承ります。なお、本条例はいただいたようなご意見の趣旨を汲んで、できるうる限りの内容で立案したものでございます。</p>

	ご意見	対応等
3	<p>1、農振法第8条2項に定める「農用地域内農地」および農地法第4条第6項第1号イ、ロ、第2号に定める農地区分4種類のうち、「甲種農地」、「第1種農地」は、農用転用が「原則不許可」となっており、太陽光発電設備設置（ソーラーシェアリングを含む）は、禁止すべきである。</p> <p>青木村では、これらの農地（田）は、殆どが、担い手および機械作業受託組合が水稻および転作作物を集团的に栽培している最優良農地である。</p> <p>条例（案）の第5条（禁止区域）に、「農用地域内農地」、「甲種農地」、「第1種農地」を、追加する。</p> <p>2、農地法第3条第2項第7号によれば、既に農地を経営体（担い手、機械作業受託組合など）が面的にまとまった形で利用している場合、賃借権などの権利を取得する者（太陽光発電設備設置事業者など）が、その利用を分断し、効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、賃借権などの設定が許可されない。</p> <p>従って、前記のまとまった優良農地（田）の中に、太陽光発電設備設置は、不可能である。</p> <p>3、禁止区域以外の村内全域を、設置の自粛を求める「抑制区域」とする。</p>	<p>村としても優良農地に太陽光発電設備の設置を積極的に誘導する意思はございません。</p> <p>これまでも農用地区域や第1種農地では太陽光発電設備の設置を目的とした農振除外や農地転用は認められておりません。また今後もそれらの農地では、農振法や農地法のもと優良農地保全の観点から、認められることはないものと考えております。</p> <p>ただし、ソーラーシェアリングにつきましては、営農しながらの発電となるため、農振除外や農地転用を行うことなく設置されるおそれがございます。</p> <p>そこで本条例が機能して、ソーラーシェアリングを含むすべての野立ての太陽光発電設備を対象に、村内いずれの場所でもあっても、その設置に際しては、村との事前協議や近隣住民等の同意、さらには村との協定締結などきめ細かな手続きが課されるため、そのプロセスを通じて、農地を含む自然環境等の保全や防災の観点から適正な事業計画であることが認められない限りは、設置することができないしくみとなっております。</p>
4	<p>青木三山に囲まれ、村全体が自然公園のような豊かな美しい景観は、村が誇るべき財産であり、後世に引き継いでいきたいものです。</p> <p>景観や自然環境と調和して、村民が安心、安全、幸せに暮らせるような条例設定を望みます。</p> <p>2/9付けの条例案について</p> <p>1) 第5条 禁止区域①～⑤を明確に設定したことで、災害防止になると思います。⑥があることにより、景観が守られると思います。</p> <p>2) 第9条 2/3以上の近隣住民の同意と入れて頂いたことは、住民の民意が示され、賛成です。</p> <p>3) 第11～22条 事業者と村が協定締結することにより、ブームに乗る無責任な事業者に対して抑圧になると思います。</p> <p>4) 第17条 事業廃止時、速やかな完全撤去を約束して頂くことで、そのままの放置、置き逃げの防止になると思います。</p> <p>2/9条例は住民の意向が反映された条例になっていると思います。</p>	<p>条例内容にご理解をいただいていると受け取りました。</p>
5	<p>周辺住民への説明により、同意が対象者の2/3以上なければ許可しない方向を望む。</p>	<p>同意基準に関しては、ご要望いただいた数値基準（原案のまま）、成案化を予定しています。</p>

	ご意見	対応等
6	<p>青木村は日本の中でも晴天の日が多い地域とされ、太陽光発電には適していると思われませんが、近年の太陽光発電ではベネフィットとリスクの論争があり、太陽光発電が必ずしも夢の発電では無いことも明らかになってきました。茅野市、富士見町、原村の各自治体でも新条例の制定が計画されている通り、青木村にても新しい条例の制定は喫緊の課題であると考えられます。</p> <p>発電設備の設置に伴い、土砂災害や景観の損傷、生活環境への悪影響など負の側面も散見され、厳しい条例の制定は地域住民の願いとなっています。</p> <p>青木村にても富士見町の条例のような厳しい条例の制定に賛成です。</p> <p>政府も新築住宅の太陽光パネルの設置義務化や蓄電池の設置を促して地球温暖化に対処しなければならないが、長期的にみれば原子力発電に頼らざるを得ないとも考えられます。フランスでは10基の新原子力発電の計画有り。</p>	<p>条例制定にご理解をいただいていると受け取りました。</p>
7	<p>事業者の責務 第4条の7 災害時及び廃止時の措置に充てる費用について、積み立てを行うように求めているが、その確たるものの証を毎年度、村は事業者に対して報告を求めるべきではないか。</p>	<p>条例第18条に、村から事業者に対して、太陽光発電施設に関する状況等の報告又は資料の提出を求める規定がございます。</p> <p>ご意見いただいた内容での報告の徴収につきましては、今後の条例運用のなかでの研究事項とさせていただきます。</p>
8	<p>(定義) 第2条(5)の太陽電池モジュールの築造面積の合計が20平方メートルの算出根拠は？</p> <p>農業地区域においては抑制区域を村として設定しないのか。</p>	<p>太陽電池モジュールの築造面積の合計が20平方メートルは、長野県景観条例に基づき届出を要する行為の基準で、景観重点育成地域に設定されたものを準用しています(一般地域は1,000平方メートル)。</p> <p>農用地区域における担保については、上記3で回答させていただいたとおりです。</p>
9	<p>地球温暖化の中において、再生エネルギーは今後重要なエネルギー源となる。しかしその反面、各地に太陽光パネルが設置され、風景に影響をおよぼしている場面を目にする。</p> <p>今、景観条例等があるが、更に太陽光パネルに対する何がしかのルールとしての条例の制定が必要であると思われる。</p>	
10	<p>早く条例を作ってほしい。</p> <p>太陽光発電は非常に重要なのですが、景観や環境、身体健康など考えると早急に条例を作ってほしいです。</p>	<p>条例制定にご理解をいただいていると受け取りました。</p>

	ご意見	対応等
11	<p>青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例（案）について賛成します。</p> <p>尚、個人的には小中学校・役場・病院等の公共施設の屋根、企業・工場・事務所・店舗等の屋根、住民の住宅・車庫・物置等構築物の屋根に太陽光発電設備の設置が望ましいと思います。</p> <p>特に、平地での田畑への設備設置は特別の事情を除き、如何なものかと思っています。</p>	<p>条例案にご理解をいただいていると受け取りました。本条例では建築物等の屋根に設置する太陽光発電設備を対象外とする一方で、野立てに関しては、規模を問わずすべての太陽光発電設備を対象としています。</p>
12	<p>これからのエネルギー確保には、原子力発電に頼らず自然エネルギー（太陽光発電、風力発電、等）が必要だと思いますが、土地があればどこでも設置できるということには、強く反対です。災害、近隣住民とのトラブル、景観等、考慮した条例作成が必要だと思います。</p> <p>青木村太陽光発電設備の条例作成を、強く望みます。</p>	<p>条例制定にご理解をいただいていると受け取りました。</p>
13	<p>自然エネルギーの必要性は理解していますが、太陽光パネル等設備の壊れたり終了したときの回収等も含めた条例の作成をお願い致します。</p>	<p>本条例では、第4条第7項において災害時及び廃止後の措置充当費用の積立てを義務付けたり、第17条第2項において廃止時に必要な措置を講ずることを義務付けるなど、太陽光発電設備の廃止時にも適正な措置が講じられることを担保するための規定を各所に盛り込んでいます。</p>
14	<p>設置するのはいいのですが、やはりご近所迷惑になったり、景観の事を考えると、いいとは言えないです。条例の作成をお願いします。</p>	<p>条例制定のご要望のご意見と受け取りました。</p>
15	<p>これからのエネルギー開発として、太陽光も必要かと思われるが、設置場所に問題があると思います。</p> <p>山の山腹にピカピカ光っていたら青木村の景観が悪くなるし、家の近くでは時間帯によってまぶしくて生活できない事が多々あり、問題も発生している事も事実です。</p> <p>青木村の太陽光発電設備の条例作成を強く望みます。</p> <p>外灯に太陽光が使えればいいと提案します。</p>	<p>本条例は、立地場所も含めて、太陽光発電設備の適正な設置と維持管理を促す目的で制定するものであり、概ねいただいたご意見に応じた内容になっているものと考えております。</p> <p>その他ご意見については参考にさせていただきます。</p>
16	<p>再生可能エネルギーの推進等は大切な事ですが、青木村の豊かな自然環境や景観が阻害される事がないか心配されます。また、災害発生時の対応や責任の所在等、不安な事柄も多く適切な規制や条例が必要かと思えます。</p>	<p>本条例では、いただいたご意見のなかで危惧されておられる事態に対処するための規定も盛り込んでおります。</p>
17	<p>再生可能エネルギーは重要だが、設置に対しては周辺住民等への十分な説明と理解、また雨水対応や日照・災害・景観・環境保全等、多方面からの調査検証と同意が必要と思われまます。</p>	<p>本条例は、概ねいただいたご意見に応じた内容になっているものと考えております。</p>
18	<p>太陽光発電等自然エネルギーは重要かもしれませんが、近隣とのトラブルを防ぐ為にも早く条例を作り、有る程度の規制が必要かと思えます。</p>	<p>条例制定にご理解をいただいていると受け取りました。</p>

	ご意見	対応等
19	<p>条例（案）前文にもあるように地球温暖化防止等の観点からも自然エネルギーを活用していかなければならないと思います。</p> <p>定義にも示されている土地に自立して設置される電気設備は、第1条のとおり村民の生命及び財産の保護をしなければ良好な自然環境は守れないと考えます。</p> <p>但し、高齢化になり農地を維持管理ができなくなった時に太陽光発電設備は魅力でもあります。そのような状況に事業者は所有者に対し、勧誘をしてくる例が多かったような気がします。事業者を野放しにしないためにも、この条例の施行は必要と考えます。同時に耕作放棄地の活用も考えていかなければと思います。</p> <p>自然エネルギーの活用を広めるためにも住宅用太陽光発電の導入補助金も増額して頂けたら良いのではないのでしょうか。</p>	<p>条例の必要性にご理解をいただいていると受け取りました。</p> <p>その他いただいたご意見につきましては参考にさせていただきます。</p>
20	<p>あくまで移住者としての意見です。</p> <p>結論から言いますと大規模ソーラー建設は、景観が損なわれることから反対です。</p> <p>自分は、移住を決めた理由の一つは、青木村の素晴らしい景色です。特に沓掛区周辺は日本の原風景が残っている貴重な地区だと思います。正直なところ、民家の屋根に設置するのも景観が悪くなるように感じます。以上のことからこの条例に関して、大賛成です。</p> <p>少し話は変わりますが、先日、楽天電話が叶屋の駐車場へ電波塔を建てさせてほしいと依頼がありました。</p> <p>電波塔も景観が損なわれますが、区長さんのご意見としては、地域発展と必要性が高いことから前向きなご意見を頂いております。担当の方へは、自分からは何とも言えなく、地区の方々の反対意見がないことが大前提とお伝えしております。</p> <p>また、お客様も楽天ユーザーが多いことから、上記の条件が満たされ、できるだけ景観が損なわれない駐車場の奥側のデッドスペースであれば、叶屋としては了解致しました。</p> <p>話しがそれまして長くなりましたが、電波塔の様な背の高い建造物も景観が悪くなるのではと悩んだくらいです。</p> <p>これはずっと思っていることで、なかなか難しいとは思いますが、将来は電柱が埋設された村になれば嬉しいです。</p>	<p>本条例にご理解をいただいていると受け取りました。移住されたときの思いを大事にできるような村政に努め、その他いただいたご意見も今後の参考にさせていただきます。</p>

	ご意見	対応等
21	<p>美しい里山の景観が広がる青木村に太陽光発電のパネルが点在することに、私は基本的に反対です。この度の標記の条例（案）は従来のものよりも基準が厳しくなり、概ね賛成いたしますが、2点気になることがありますので、下記に記します。</p> <p>1. 協定が締結されて太陽光発電設備が設置された後、太陽光パネルの耐久期間は20～30年といわれています。その段階で事業者により撤去、あるいは交換が出来ればいいのですが、その間に事業者が存続していない可能性があります。そうなった場合、負の遺産が残され、廃棄費用などの諸問題が発生することになります。2020年の再エネ特措法の改正で、10キロワット以上の事業について廃棄費用の積み立てが義務化され、今年7月から適用が始まります。事業計画の審査にあたってはこの部分のチェックも当然必要になります。事業者によっては規制逃れをする可能性もありますので、設置後の定期的なチェック体制を条例（案）に盛り込む必要があります。</p> <p>2. 近隣住民等の定義が、事業区域の境界から50メートルとありますが、どのような根拠でこの数字になったのかは私にはよくわかりません。我が家の境界から50メートルの所に大量のソーラーパネルが設置されることを想像すれば、とてもいやです。その場合はもちろん反対しますが、この数字の根拠を知りたいと思います。</p> <p>（補足）再生可能エネルギーとして太陽光発電は期待されますが、そのために様々な事業者が乱立しています。遊休荒廃地をたくさんかかえ、晴天率の高い当村には事業者が進出を図ろうとします。まずは、遊休荒廃地の解消を目指す施策の実行と、適正な太陽光発電事業者の選別が急務です。</p>	<p>本条例案にご理解をいただいていると受け取りました。</p> <p>左記1のご意見につきましては、上記7の回答にも記載いたしましたように、条例第18条に、村から事業者に対して、太陽光発電施設に関する状況等の報告又は資料の提出を求める規定があるほか、条例第19条第1項に、太陽光発電設備の事業区域への行政職員の立入調査規定もございますので、設置後の事業期間中においても、必要な応じ、適正な維持管理がなされているかのチェックはしていく考えです。</p> <p>左記2の根拠につきましては、科学的な説明は難しい面がございますが、青木村の集落形態や現地踏査も行うなかで、最低限必要な範囲として設定したものです。ちなみに農村集落では一般に50メートルが連たんや接続要件として各種の法令基準として用いられています。</p> <p>補足のご意見につきましては、本条例が適正な太陽光発電事業者の選別手段の一つになるものと考えています。</p>
22	<p>禁止区域（第5条）が設けられるのは当たり前ですが、他にも農地として保全する地域と設備を設置しても良い地域と区分けも必要かと思えます。この条例案はおおむね妥当なものだと思いますが、設置後の設備や土地の保全や耐用年数経過後の安全で速やかな撤去等についても責任を負う条例が必要ではないでしょうか。</p>	<p>前段のご意見に関して、本条例で禁止区域は、法令による担保も加味したうえで限定的に設定しておりますが、それ以外の地域につきましては、太陽光発電設備を設置してよいあるいはダメを行政側の判断であらかじめ設定することは困難と考えております。</p> <p>基本的に計画する太陽光発電設備の設置場所、規模・形態等によりその判断は異なるものであることから、案件ごと条例手続きを通じて、周辺住民の理解を得、技術的な基準への適合や、設定場所、規模・形態さらには維持管理や撤去時の措置など事業計画の妥当性を確認するプロセスのなかで判断されるべきものと考えております。</p> <p>後段のご意見につきましては、上記13でも回答させていただいたとおり、第17条第2項では廃止時に必要な措置を義務付けているほか、第15条第4項には設置後の適切な維持管理を求める規定を設けています。また第4条には事業者が負うべき各種責務の規定のなかにも、いただいたご意見に沿った内容を盛り込んでおります。</p>

	ご意見	対応等
23	景観が悪くなる。青木村ならではの活用方法があるはず。	本条例の目的には自然環境等の保全には景観の保全も含まれております。青木村にあった自然エネルギーの活用を考えてまいります。
24	景観が悪くなる事には反対です。 青木村の風情を守るべきと思います。 太陽光設備は作らず、もっと有効な土地活用を期待します。	上述のとおり、景観の悪化を未然に防ぐことが本条例の大きな役割の一つで、村としても太陽光発電施設の設置が必ずしも土地の有効活用とは言えないと考えています。
25	青木村の自然豊かな景色が台無しになってしまいます。 もし設置するのであれば平地ではなく目立たない場所を望みます。	本条例の運用を通じて、ご意見いただいたように、太陽光発電施設を設置する場合には適正な場所への立地誘導を図る考えです。
26	景観が悪くなる。 将来性がない。	景観の悪化や将来の持続性に関しては、他の意見にもあるとおり、村としても懸念するところで、本条例の制定の背景にも通ずるところです。
27	景観をそこなう。もっと有効的な土地活用を望みます。	上記23や24のご意見と同様のご意見で、それらの対応等で記載させていただいたとおりです。

	ご意見	対応等
28	<p>1. 本条例案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総論として、賛成です。 <p>その理由、本条例案の前文に記載のあるとおり、当村は自然豊かな、文化的環境に恵まれた状況にあり、末永くこれらを維持継承していく使命があると思います。今日の社会変化、環境問題等を考えてもこの点は、村民として最優先に考えることだと思います。自然破壊は安易ですが、それを回復するには莫大な時間と経費が掛かることを、覚悟しなければなりません。さらに、村民同士の繋がりも強く、隣接する土地に異なる建造物が建つことで、人間関係等トラブルを引き起こすことは現に慎まなければならないと思います。</p> <p>「CO2」削減等環境問題は喫緊の課題で、我々村民全体で真剣にその方策を検討する責任・義務があると思います。しかしその具体的な方策はそれぞれの地域の特性に応じて異なるべきで、青木村の特性を犠牲にしてまで、「太陽光発電設備」を設置することは無理があると思います。「生ごみの減量化」、「公共施設等の屋根への太陽光パネル設置」等々を含めて、中長期的観点から推進していくことが大事と考えます。若い世代を取り込んでアイデアを練って、青木村として独創的な施策を推進することを期待します。</p> <p>2. 提案</p> <p>(1) 現在村内で誘致企業の大規模な建設工事が行われていますが、今後とも遊休農地活用等からこうした状況が続くとすれば、それに関する建造物の規模、使用電気量等に応じて、建造物上に「太陽光発電」等再生可能エネルギー対策を講じる旨の規定を付加することを検討願いたい（スーパーマーケット、コンビニ等の商業施設、共同住宅等を含めて）。更に、敷地内への栽植等環境保全にも配慮する項目を加えていただきたい。昨年国道沿いに数件新しい建物が建てられたが、一本の栽植もなく大変残念です。誘致についてはこうした状況を十分理解した企業を厳選していただきたい。小さいことですが自然環境を大事にする「青木村」という気運を、もっともっと育てて行きたいです。</p> <p>(2) もう1点は、荒廃、遊休地対策です。高齢で農作業ができない、跡取りが居ない等で空き地になった等で「太陽光パネル」を設置してそれを「生業」とする、これは是非考え直していただきたい。役場としても検討中かと思いますが、本条例（案）とは別個の「委員会」「検討会」等で、「若い世代の村民」「専門家」「民間人」等を交えてしっかり検討していただくことをお願いします。</p>	<p>本条例にご理解をいただいていると受け取りました。その他ご提案いただいた事項につきましては、今後の村政施策の参考にさせていただきます。</p>

	ご意見	対応等
29	<p>・村内の太陽光発電設置に関する条例（案）には、賛成です。</p> <p>青木村の自然環境と景観を守りながら、CO2や温暖化等の問題と共に村全体を考える時と思います。</p> <p>太陽光は、隣接する土地利用できちんとした条例が大事です。各家々の屋根等は良いが、野立についてはトラブルの原因になる事も有るようです。あちこちで野立ての太陽光発電施設を見ますが、良いとは感じられません。青木村は緑豊かで温泉にも恵まれ、社会の変化等にも迅速に対応していることで、安心感、信頼感をもって生活しています。だからこそ、出来る事を皆で考え守っていくことが大切だと思います。</p> <p>村民の高齢化が進み、荒廃する農地や山林を如何に有効活用、管理するかが、今後の課題です。いつも同じ人達ばかりの意見でなく、SDG s（持続可能な開発目標）への活動の一環として若い人達を巻き込んで意見を交え前進して欲しいです。</p>	
30	<p>・計画用地内の施設的环境にも配慮してほしい。（青木村の豊かな自然も含んで今後も存続出来るように。）</p> <p>・設置業者が撤退の場合、パネル、骨組みの片付け、使用した用地の復旧も合わせて、お願いします。</p> <p>・設置箇所の雨水排水など周辺住民に迷惑が掛からないように（草刈の実施の指導など行政も入り対応）してほしい。</p> <p>・昨年より計画が提出された場所は、青木村ふるさと公園のそばに有り、村内外のいこいの場所なので引続き、反対します。</p>	
31	<p>私がソーラー発電施設設置に反対する理由は3つである。</p> <p>一つ目は柿ノ木水路が、殿戸区と村松区の分岐点であり他地区との兼ね合いの問題があること。10年ほど前の話し合いの際に高い建物は作らないというような決め事をしたので今回はそこに違反するのではないかと考えている。</p> <p>二つ目は景観を損ねてしまう可能性があることだ。設置予定の地域の近くには公園があり、村の人のみならず村外の人も多く利用する。そのような場所の近くにソーラー発電施設が設置されたならば、自然豊かな村の景観を損ねてしまうのではないかと危惧している。</p> <p>三つめは設置予定の地域が良質米の取れる場所として利用価値があることである。</p> <p>以上、3つの理由から私はソーラー発電施設設置に反対である。</p>	<p>ご意見について、本条例の運用を通じて、太陽光発電施設設置の反対理由として記載いただいた懸念事項に対処していきたいと考えております。</p>
32	<p>道の駅近くで子供の遊び場 景観などヘリコプターの発着などで光（反射）がまぶしくなったりその他いろいろあります。この場所は総合的場所につきこの景観はふさわしくないと思うので反対したいと思います。</p>	<p>ご指摘の箇所付近への太陽光発電施設の設置は村としても適切でないものと考えております。</p>

	ご意見	対応等
33	<p>平成29年5月1日に施工された「青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱」にかえて、条例の制定を行なうことに賛成です。</p> <p>規制の強度を高めることにより（条例制定）、村民（特に周辺住民等）の意見を何をより反映できるようにお願いします。</p> <p>また、早期の施工（条例）を希望します。</p> <p>殿戸区入口（殿戸橋上）に太陽光発電設備が設置されています。数年前に事業者が変わりました。そうしますと維持管理（景観等含む）や事業廃止時の措置（撤去）等が気になってまいります。「転売・転売」で最後は放置されるのではないかと。これから計画されるものにつきましては、条例をもとにしっかりと審議されて進められることを希望します。後世の人達に豊かな自然環境や風情ある景観等を残したいと思います。</p> <p>最後となりますが、太陽光発電そのものに対しては反対ではありません。クリーンエネルギーですから。それゆえに、条例が早期に制定され、「地域と共生」する計画等が審議・協議されていくことを希望します。</p>	<p>条例化にご理解をいただいていると受け取りました。周辺住民等の意見の反映や維持管理、事業廃止時の措置等は、村としても重視しており、本条例に基づく手続きを通じて必要かつ適切な対応ができるよう各種規定を盛り込んでおります。</p> <p>最後に記載いただいたご意見もそのとおりで、本条例の運用を通じて、より適切な太陽光発電施設の設置が望まれます。</p>
34	<p>①太陽光発電施設設置において 森林を伐採し、急傾斜地への設置をすれば、土砂災害に繋がる可能性があるし、そのために森林伐採をするのであれば、本末転倒であるので避けるべきと思います。</p> <p>②太陽光発電施設からの騒音、反射光、電磁波等有害なものへの配慮も必要ですので公共施設と隣接する場所（景観も含めて）への設置は避けるべきと思います。</p> <p>③太陽光パネルが災害や寿命によって使用できなくなった場合そのまま放置されない様設置者所有者に設置から撤去までの計画を提出させそれが出来ない場合は認められないとした方が良くと思います。</p> <p>基本的に世界は脱炭素に向いているし、そうあるべきだと思いますので、再生可能エネルギーについては反対しません。</p>	<p>左記①の防災上の観点での設置場所への配慮は本条例に基づく手続き上もとくに重視する視点です。左記②の周辺への様々な悪影響を招かないよう、近隣住民等の同意規定を盛り込んだ点や、左記③の維持管理や撤去時の措置についてもあらかじめ義務付けや事前に確認できる手続きを設けた点も本条例の特徴の一つです。</p> <p>最後に記載いただいた再生可能エネルギーの活用推進については、村としても積極的に取り組んでまいります。</p>
35	<p>近くにふるさと公園あり景観を損うので反対</p>	<p>前述のとおり、ご指摘の箇所付近への太陽光発電設備の設置は、村としても景観上ふさわしくないものと考えております。</p>
36	<p>景観が損なわれると思います。やめてほしいと思います。</p>	<p>太陽光発電設備の設置によって、良好な景観が損なわれないようにすることは本条例の大きな役割の一つです。</p>

	ご意見	対応等
37	<p>ふるさと公園南側、殿戸と村松の地籍のまたがり太陽光発電の計画があり区も村としても対応に苦慮したものと思っています。道の駅あおき、ふるさと公園、村の防災拠点（ヘリポート）等が隣接し景観上も容認できる場所ではありません。不許可は当然と考えます。</p> <p>これからも思わぬ場所での計画発生することを考えた時今回の条例の制定は賛成するものであります。前文にも書かれている通り自然災害を極力防止し、豊かな自然環境を守っていかれることを希望します。</p> <p>設置後の設備についてですが維持管理が適切にされることはもちろん、廃止時設備が放置されることが無き様最善の対応を希望します。廃止時の必要な処置とは、いつまでに（期間は）明確に出来ないでしょうか。又、転売（権利譲渡）にかかわるトラブルも発生しないよう対応願います。</p> <p>温暖防止の観点から見た時自然エネルギーの活用は重要な事と思います。荒廃農地の有効利用を考えた時、条例の遵守をもって設置可能な地域を設定することは出来ないのでしょうか？</p>	<p>ご指摘のように、今後村内の様々な場所で太陽光発電施設の設置の計画があがってきたときに、景観保全や防災上の観点からその妥当性をチェックし、周囲の環境の悪影響を及ぼすような設置を未然に防ぐのが本条例の役割です。</p> <p>また、設置時のみならず、維持管理や廃止時の措置に関する規定も盛り込んでおり、例えば運用開始後に事業者が変わるような場合は、条例第16条に基づき、村への届出が求められます。</p> <p>禁止地域は法令等による一定の担保のもとに限定的にあらかじめ設定することは可能ですが、設置可能な地域をあらかじめ設定するのは困難で、同じ場所でも規模や形態によって設置の是非は変わるため、基本的には本条例の手続きを通じて、案件ごとに判断していくべきものと考えます。</p>
38	<p>区の皆様の意見に準じたい意向です。</p>	<p>本条例へのご賛同のご意見として受け取りました。</p>
39	<p>①農地、山林これからとても大切だと思います。 ②景観が良くない。 ③太陽光パネルがあるとその地域の（地区の）価値がそこなわれてしまう。 ④絶対反対です。</p>	<p>本条例の運用を通じて、大切な農地や山林が守られるように、また良好な景観や地域の価値が損なわれないようにしてまいりたいと考えています。</p>
40	<p>太陽光発電設備について 殿戸区上手沖地籍に於ける太陽光発電は絶対に許可してはならない。極めて優良な超一級の農地であり、孫代まで受け継がれる地籍であります。許可を出してしましますと取返しが付かなくなり虫喰状態の農地にされてしまいます。青木村環境保全区域に指定され村としての強い条例を早急に打出して戴き決定をされ、村民の皆様の開示されます様望むものです。</p> <p>素晴らしい条例（案）が作成されております。</p> <p>尚、条例（案）の事業者の中で事業主から他人への太陽光発電設備の転売の禁止、余水と除草管理の厳格化、違反した場合の設備の撤去並びに農地へ即復元すること等を加えておいても良いのではと思います。殿戸区でも転売され畦畔の管理もされていません。</p> <p>しっかりと監視する必要があると思われます。</p> <p>出来るだけ早い決定をされ方向付に期待をしております。</p> <p>子供の遊び場、緊急時のヘリポート、農産物直売所等があり青木村の聖域として自然環境等も素晴らしい場所でもありますので何としてでも阻止をしたいものです。</p>	<p>本条例に対する評価のご意見と受け取りました。事業者の地位承継に関しては第16条、維持管理に関しては第15条などに必要な措置規定が盛り込まれております。設置後においても有効に機能する条例として運用してまいります。</p> <p>条例の早期制定のご意見やその他のご意見についても承りました。</p>

	ご意見	対応等
41	<p>太陽光発電設備は様々な問題が有り、更にこれら問題が長期にわたり続くことを考えると、太陽光発電設備の設置は慎重であるべき。むしろ、設備の新設は地域に余程大きな貢献が出来る物以外は原則禁止すべき。</p> <p>条例（案）第5条の禁止区域の①から⑤は当然であるが、⑥の内容は運用時の融通性を考慮したものであろうが曖昧である。村全体を郷土環境保全地域に指定しない限り、かえって運用は難しくなるのではないか。禁止区域の指定は、個人財産の使用制限につながるので難しい問題ではあるが、将来にわたって青木村が安全で良い環境で有り続けるために、分かり易い規定が望ましい。例えば、山林は全て禁止地域にしたい。</p> <p>条例（案）第8条、第9条は、現実的には設備の新設を抑える効果は期待できない。日々顔を合わせている事業計画者に反対できる住民は、青木村には多くない。従って、第6条の事前協議が最も大切。この場で、計画は村としては好ましくないことを伝える基準が必要。中国製の機器は不許可としたい。（文藝春秋 2022 3月号 P.120参照）</p> <p>[電気料金の明細書を見たことがありますか。電力使用料金に加え、約1割の再エネ発電促進賦課金がかかっています。電気料金の1割を負担して環境破壊に協力しているのです。]</p>	<p>禁止区域の設定に関するご意見と受け取りました。まずは法令等に担保されている地域に限定して禁止区域を設けたいと考えています。</p> <p>ご指摘のように事前協議は村としても事業者にとっても極めて重要なプロセスと考えています。村からすると事業計画の適正に対する事前チェックや必要な指摘ができ、事業者からしても事業計画が素案の段階で修正や場合によっては計画撤回の判断がしやすくなります。</p> <p>なお、製品の仕様については適正なものが用いられるよう、別途、技術基準の規則に一定の規定を設けております。</p>
42	<p>営業職をしている為、日々広範囲の市町村に行く事があります。そんな時、至る所で太陽光発電設備を見かけます、それを見て思うのが、こんな山の斜面に設置して地震や山火事、大雨による土砂崩れ等の災害が起きた時大丈夫なのか？民家の近くに設置してある場合は、太陽光がパネルに反射して近隣住民は迷惑していないのか？トラブルは起きていないのか？等です。</p> <p>確かに東日本大震災を境に、原子力発電に頼る事の恐ろしさを知り、それに代わる自然エネルギーである太陽光発電を積極的に設置するのは良い事だと思います。</p> <p>しかし至る所にある設備を見て、闇雲に所かまわず設置されると、土砂崩れなどの災害時での二次災害や景観上手放しでは喜んでられません。</p> <p>実際、設備がある近くや予定地では設備反対の看板が目立ち、設備と同等に景観が損なわれております。</p> <p>パネルの寿命がきた時の処理方法もまだ確立されていないと聞きます。</p> <p>早急に条例を制定していただき、適正な設置、維持管理をしていただけたらと思います。</p>	<p>本条例制定に対する賛同のご意見と受け取りました。</p>

	ご意見	対応等
43	<p>青木村の魅力として、豊かな「自然環境」を挙げることが出来る。家の回りの野立のパネルや村内に規模の大きな太陽光発電設備を設置する場合は、現状の環境を大きく変えてしまうことは明らかで防災面からも心配であり、なんと言っても、当村の豊かな自然が破壊される懸念の有ることは、基本的に反対である。条例案に賛成である。</p>	<p>本条例への賛同のご意見と受け取りました。ご懸念されている点は村としても共感しているところです。</p>
44	<p>首件のパブリックコメントについて私の意見とその理由、問題や課題について申し上げます。</p> <p>1. 結論的意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル国家的重要施策に直接係わる重要な条例を、村民に解かる説明、検討の機会、時間を設けず、十分な理解がないまま短兵急に結論づけするのは認められません。 ・基本姿勢や政策、産業振興などに整合しない内容があつて、この案では到底容認しがたく根本的に再検討が必要です。 <p>2. 理由と背景</p> <p>(1) 条例案の前文は村の遺産、自然や景観保護の視点重視の記述が中心で、肝心の温暖化危機、脱炭素社会造りや太陽光発電の重要性等に全く触れず、非常に偏っており疑念を抱きます。</p> <p>冒頭から太陽光発電設備は設置したくない、させない、責任回避を意図する条例です。</p> <p>(2) 青木村は昨年初に発した「気候非常事態宣言」で温暖化防止の対策急務を訴えながら、太陽光発電の門前払いを意図する条例案は整合しません。先の宣言は格好つけたパフォーマンスで、対極の条例は羊頭狗肉の謗りを免れず、村民を愚弄するかに思えます。</p> <p>(3) 村造りの政策基盤であり基本的姿勢である村の「基本理念」、いわば憲法が無いからです。北村村長には基本理念の制定を幾たびお願いしても、「青木村の理念は村民憲章だ」というご認識が心底にあるからです。基本理念は明文化してなくても、多くの村民の心に健在です。</p>	<p>本条例は太陽光発電設備の設置を禁止する条例ではなく、適正な設置と維持管理を求めるものです。逆に申し上げれば、適切な場所・形態で、かつ維持管理や撤去時の措置等の計画が妥当であれば設置が可能であり、「門前払い」するものではありません。</p> <p>カーボンニュートラルの達成は喫緊の命題で、太陽光発電設備の普及はその解決手段の一つではありますが、防災や自然環境等の保全の観点から、その設置がもたらす負の側面が軽んじられたり、規模・場所・形態問わず無配慮に容認できるものとは考えておりません。</p> <p>村民の安全の確保と、人の関わりを含めかたちづくられてきた自然環境や生活環境、歴史・文化等が、太陽光発電設備の設置によって取り返せないような事態や負の影響が生じないよう必要なプロセスを定めたものが本条例です。</p> <p>また本条例は長く要綱として運用してきた内容の多くを継承して、条例化するものでもあります。</p>

ご意見	対応等
<p>理念無くして政策立案などあり得ないこと、理念は為政者によって歪曲されてはならないことをご理解ください。</p> <p>3. 問題の認識 (1) 自国の基盤であるエネルギー自給率(12%. 2018年)、食料自給率(37%. 2000年)の現状延長線上で考えられた村の脱炭素政策や条例案は、視点が低くて利己的です。 社会の成長を維持しつつカーボンニュートラルの達成を目指すには、エネルギー源、生活や経済の大胆な発想や政策転換などが必要になるので、多くの問題や課題が出てきます。 (2) 村長は気候非常事態宣言を内外に宣言して、危機の意識や重要な施策の必要性など説いて啓発し、太陽光発電実施に理解協力を得る立場の責任者です。 それなのに自然や景観保護等を重心を置き、太陽光発電を門前払い同然にする条例を制定することは、村の脱炭素の頓挫を意味します。これは背信行為に思えます。</p> <p>4. 村のエネルギー需要に応える (1) 社会の脱炭素意識の浸透によって、企業が使用する電力の再生可能エネルギー転換が急速に進んでいます。村内の企業にも波及は必至で、対応の可否は企業や人々の生活にも影響します。この条例で許可される太陽光発電ではどれだけの電力量を提供できるでしょうか？。 (2) 日常の供給はもとより、今後予想される大規模災害発生時の各家庭のインフラ的電力の供給確保も重要な課題です。</p> <p>5. 村の後継者、農林業の生きる道 (1) 村内には太陽光発電に適した放棄農地や山林、メガソーラー可能な地域があります。土地所有者には発電事業収入または賃貸料が入り、村には地目によって田畑なら約10～50倍、山林は約80～100倍の固定資産税の増収が見込め、税収が乏しい村にとっては重要な自主財源です。 (2) 産業構造の変化や少子高齢化で農林業は衰退しています。耕作や管理意欲を失くして荒廃が進み、復旧困難な田畑や倒木の山林などが多く見かけられ、土砂崩れが心配な現場もあります。 この場所を太陽光発電に活かそう考えても、いまの条例案ではほぼ不可能です。 村を出た後継者は故郷に戻りたくても戻れず、このままでは荒廃過疎の一途です。</p>	

ご意見	対応等
<p>6. 村の自然環境や景観の保護、防災対策</p> <p>(1) 景観は社会の変化と共に幾多の変遷を経て今日に至りました。景観の保護には文化、歴史、見映えや影響の度合いなど客観的視点での検討が必要です。自然環境も人手なしの自然などはごく一部で、人間の地味な努力と調和が基本あって護られているのです。</p> <p>(2) 破れたシートの無残なハウス、朽ちた無残な廃屋、投棄廃棄物の放置、繁茂放題の荒地瓜の藪、荒ぶれる放置林等々、増加が懸念される負の景観の改善は進んでいますか？</p> <p>太陽光発電設備の設置は負の景観の転換にとっても効果的です。</p> <p>(3) 移住者には村の自然や景観を希求する綺麗ごとではなく、この土地が住民の生業の基盤であることや目を背けたい負の景観にもご理解いただきたいのです。</p> <p>(4) 太陽光パネルが民家の視界に入るなら、両者の間に所定の生垣などの設置を定めるとか、パネル設置場所の大雨による土砂崩れや洪水の防災には、遊水池、強度のある土手や擁壁、砂防堰堤の設置などを許可条件にするなり、方法はいくつもあります。</p> <p>7. 「やりたくない理由を並べない。道がなければ造るしかない！」・・・私の基本スタンス</p> <p>(1) 太陽光発電は「やりたくないが本音」の条例は気候非常事態宣言とは乖離しており、世論の理解は得られません。</p> <p>太陽光発電は急務で村民の理解が必要です。条例案を再検討すべきです。</p> <p>(2) 問題や課題は多くありますが、村の現状と将来、メリット、デメリットや対策などを膝詰めで話し合えば、多くの理解は必ず得られる筈です。</p> <p>(3) 村は近年、自由な意見や発言が疎んじられ、反骨や挑戦意欲を阻害し、もの言えず付度する風土に低落しました。この機会をチャンスと捉えて村造りに挑戦したいものです。</p> <p>終わりに、村議会議員各位の奮起と、村議会における闊達な討議を期待します。</p>	

	ご意見	対応等
45	<p>私は、30代から村議会を傍聴し、特に退職後は定例会を毎回傍聴してきております。</p> <p>北村村長には、これまでの村長より誠実で丁寧に対応いただき親しみを感じております。</p> <p>悲願であった青木トンネルに道筋を付け、道の駅整備、ふるさと公園の設置、竹内製作所の誘致など、村民の多くがその功績を讃えています。</p> <p>青木村を離れ、長年の行政経験を活かし、歴来の長期村政から来る一種の閉そく感やマンネリ化なども打破しつつあり、今後も大いに期待しております。</p> <p>以下に私の結論とその理由・背景を述べます。</p> <p>結論 土地有効利用・後継者への継承等、将来に向け禍根を残さないためにも性急な結論でなく、世の中の動きを冷静に見極め慎重な審議が必要です。</p> <p>理由・背景 1. 条例について ・パブリックコメントの募集は、現在、将来ともに大きな影響を及ぼす事柄であり、多くの村民は理解するための情報がなく 広く周知するには、広報あおき掲載をしてから実施すべきです。 ・既に県内で最も厳しい景観条例制定以降、2・3件ほどしか設置がされません。役場・学校・国道周辺以外の多くが「農振指定地域」で、通常の太陽光発電設備は設置できません。 その上、県下に先駆け、実質的に設置を困難とするこの条例が何ゆえ必要なのか？ 先祖伝来の土地活用権を制限してまで急がなければならないのか？甚だ疑問です。 ・3年前の景観条例審議会で全設備対象は、県内3町村のみで上田市や近隣は、1,000㎡以上、出力50kw以上の大規模設備です。なぜ、突出した条例が必要なのか？この質問に「村長の強い意向」との返答があり、村長の個人的な強いこだわりとのことでした。</p>	<p>上述のとおり、本条例は太陽光発電設備の設置を禁止する条例ではないことを改めて申し上げます。営農型、非営農型問わず、設置場所や規模、形態が適正で、かつ維持管理や撤去時の措置が適切にできる計画か、事業者かどうか事前に見極めるプロセスが必要かつ重要だと考えています。また設置後、周辺住民との間でトラブルになったり、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼし、村民の安全や大切にしているものが損なわれるような事態は未然に防がねければなりません。それは地方自治であり、村政の責務で、そのためのしくみが今回の条例です。結果として権利制限にも関わることで、これまでのような要綱（お願い規定）ではなく、条例として適法に運用する必要があるとの判断から本条例の策定に至りました。その点をご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>自主財源の確保など関連付けていただいたその他のご意見につきましては、重要な課題だと思いますので、引き続き総合的に解決・改善すべき施策の検討をさせていただきます。</p>

ご意見	対応等
<p>2. 災害と景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大水を心配する声があります。異常気象により、家屋、道路の流出なども同時に起きており、太陽光設備に原因を押し付けるのはおかしいです。識者からは、青木村の防災面では小河川の周囲や山林は殆ど手入れがされておらず、老木化と根張り不足などにより、台風や多雨時には倒木⇒ダム化⇒鉄砲水⇒集落の巻き込みが予測されるそうです。 (忘れてはならない昭和34年8月の台風 死者4名、流出家屋7戸、水田・畑の被害面積1035ha) ・景観に対しノスタルジーは、一定程度理解しますが、世の流れから変化させざるを得ません。一部の移住者・Uターン者などの感覚論では行き詰まり、村民は景観ではメシが食べられません。問題視すべきは、破れたままの放置ビニールハウス、不法投棄物、廃屋、大看板、不調和な壁・屋根の色など多数存在したままです。これらの改善がなされて来ておらず“自然との調和 云々”を声高く述べることに矛盾を感じないのでしょうか。 ・特に1億7千万円も投入したエネ空タワーは、風車をモーターで回転させて、生み出された電気は、売電及び非常用電源として活用が期待されると内外に発信し続けて来たことは、大変欺瞞に満ちています。村民・来村者からは村イメージと景観を汚しており、恥ずかしいとの声があります。又 自然エネルギー研究会を立上げ、再生可能エネルギーや持続可能性を熱心に取組む村だという姿を長期間アピールして来たことは、主張と実態が遊離した事例です。 	

ご意見	対応等
<p>3. 村内の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年、県下で13番目に「気候非常事態宣言」をし、その実効性から条例は障害になります。土地利用が大幅に制限されてしまうので、所有者やその後継者は魅力のない保有地を不要し、耕作放棄地が拡大して、更には収入を得ることの出来ない村からは離れます。 ・3年前の景観条例制定時とは劇的に意識が変化しております。持続可能性有無の評価では、後ろ向きの村と判断され、今後優良企業は、進出の検討することを躊躇するでしょう。 <p>現在でも青木村は、電力消費量と再生可能エネルギー電力供給比率（エネルギー比率）はかなり低いと想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の賃借料は、300坪3千円～4千円で、固定資産税と水利費を払えば何も残りません。宅地などに売却可能な土地はわずかで、その他はすべて重荷になるだけの土地になります。 ・反対意見書を提出した機械化部会の表向きの理由は「優良農地を守れ」です。本音は太陽光に貸し出されることで、請負の耕地が減り高い賃借料が払われたら自分たちの利益が危ぶまれるからと言われていています。農地の保有者が少しでも多くの収入を得て、生計を維持するための行為は否定されることでしょうか？ <p>・高齢化、後継者難、米の単価減が続いて来ています。このような背景があつてか竹内製作所用地の所有者28名中27名が売却したと聞いており、宝くじが当たったと大喜びしている人もいるようです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、農地健全保全の方策、無償委託や耕作放棄地の脱却のための有効な施策が必要です。 ・Iターン、Uターン者のように新築した家に住む高額年金生活者でなく、親の面倒を見、地域と先祖伝来の土地を守ってきた人達が、土地の有効活用と持続可能な村創りに寄与する太陽光発電で収入を得ることを規制されてしまいます。農水省がビニールハウスも営農型太陽光も同じ農業施設と認定しています。風雨・積雪・耐久性等からより安全性の低いビニールハウスは良く、より安全性が考慮された営農型太陽光はダメだ は矛盾しており、納得はできません。 ・青木村の立地環境・条件からみても営農型太陽光発電は、将来は主力となつて、上田市では、既に規制の対象外として前向きに推進しています。 	

ご意見	対応等
<p>4. 自主財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域を持続させていく為には、自主財源の充実が肝要です。青木村の村税比率が14.1%と低く、県下で77市町村中60番です。（上田市 市税比率31.6%、東御市 市税比率24.7%）（長野県令和元年度財政状況資料、地域番付2016/12/28より） ・太陽光発電設備に伴う固定資産税は、概算的に 用地は宅地並み、発電設備は建設費の9.3%だそうで、20～100倍以上の増額税収となり、自主財源を豊かにします。 <p>長和町は2ヶ所メガソーラーがあり、地代は約6,000万円、税収総合計は約1億円です。</p> <p>新聞紙上で、規制強化で話題の富士見町は、7.8箇所メガソーラーがあり、町の太陽光設備はほぼ飽和状態となり、町の消費電力量の約50%以上を賄われており、令和3年度予算 町税比率は30.5%で財政的に豊かな町です。（青木村は令和3年度予算 村税比率13%）</p> <p>青木村とは、条例制定の動機・背景および町の実態・実情が大きく異なります。</p> <p>青木村の現状では、他市町村に先駆けて厳しい条例を制定する必要がなぜあるのですか？</p> <p>5. 再生可能エネルギーと営農型太陽光発電</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近い将来の最大脅威は地球温暖化に伴う様々な弊害です。この回避に向け、世界・日本中をあげて取組みが始まっており、中でも再生可能エネルギーの導入が急がれています。 <p>長野県や青木村での立地環境では、太陽光発電設備が最善の策であることは明らかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は2030年太陽光発電を2倍に、2050年には数倍にすることを定めています。2022年度中 中核都市に目標設定を義務化し、市町村には努力目標を設定することが決定されました。青木村は適地が少なく、屋根の設置も向きや広さなどから量的には多くは期待できませんし、また、村内の多くが農振指定地域のため営農型太陽光設置にならざるを得ません。 ・営農型太陽光発電と野立太陽光発電は異なります。営農型は「農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図り、設備下で営農の継続を図り、担い手の所得向上を通じて農業経営の発展を推進する」と定義しています。少子高齢化、衰退する農村、後継者不足解消の有力な施策と位置づけ普及に努めており、全国では4千件以上で設置がされて来えています。 	

ご意見	対応等
<p>・竹内製作所の製品は主にヨーロッパ、北米で販売されています。ヨーロッパでは地球温暖化防止に向け様々な取組みがされており、今後は再生可能エネルギー以外で作られた製品に高い関税を掛けられる見込みです。事業継続のために再生可能エネルギーの使用が絶対条件となり昨年11月から県内事業所・工場のすべてで、再生可能エネルギーに切替えました。</p> <p>・村長は昨年末の村松区の住民懇談会の席上で、太陽光パネルは10年程度の寿命であり、撤去には膨大な処理費用が必要で廃棄物も危険との主旨の発言でした。農業委員会でも農業委員からまったく同じ発言がありました。</p> <p>我家の屋根設置は15年間の保証です。政府は20年間の固定買取り制度になっています。40年前に設置された2つの太陽光発電所では、劣化率が9.7%程度で稼働中、まだまだ寿命はあります。太陽光パネルの95%がシリコン系です。原料は珪素でありガラスと同じ無機物外枠はアルミなので危険物には当たりません。</p> <p>終わりにあたり以下のような点について、懸念を持っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスコミの活用は否定しませんし、ある種のパフォーマンスは必要ともなりますか、気候非常事態宣言、エネ空タワー、自然エネルギー研究会等と対極となる、今回の条例内容はあまりに矛盾しており節操や理念の有無すら疑われます。 ・転入者に力点を置き過ぎた今回の条例制定の姿勢などは、必死に地域社会を守ってきた村民の感情と感覚とはズレを感じるの私一人ではありません。 ・戦後76年間、3人の村長だけで行政が行われた結果、以前から村民は義民伝統の反骨精神や挑戦者魂を無くし・自由闊達さを失い、お上（村長）に逆らうな・体制には従えなど大政翼賛会的な体質となり、お上の「裸の王様」にして、それが今日まで継続されたままです。 <p>最後に結論は</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎村民生活に重大な影響をおよぼす施策は、実態と科学的根拠に基づいて行うべきです。 ◎青木村と地域社会が守ってきた土地所有者には、近隣の上田市や長和町等と同じにし、パフォーマンスをやめ、自主財源の確保に努め、身の丈にあった対応をすべきです。 <p>以上</p>	

	ご意見	対応等
46	<p>この度の太陽光発電設備の条例関係に携わっていただいた村長はじめとする委員の皆様、大変ご苦労様です。 私個人といたしましても、今回ような条例は絶対必要だと思います。 今回の条例(案)を拝見させていただきました。 内容については賛成できる内容です。 太陽光発電につきましては、これからのエネルギー事情の中では、確かに必要とは思いますが 設置等にあたり、現に我が地区でも現在地域住民とのトラブルが発生しております。 (数年前から区長が中心になり改善等を求めています、全く回答もなく無視されている状況です) 私の地区は田沢温泉の観光地ですので景観を悪くすることなく、又、青木三山に囲まれた自然豊かな青木村を守るために絶対必要な条例と思います。 個人的には、設置については全て反対ですが、地元住民の合意がなければ設置はできない条例の制定を望みます。 よろしくをお願いします。</p>	<p>本条例への賛同のご意見と受け取りました。今回の条例のポイントの一つは、近隣住民等による一定の同意がなければ設置できないしくみになっていることで、いただいたご意見の内容にも合致するところかと考えます。</p>